

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年10月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700107 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700017 号

第 1 結論

昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 27 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで

私の夫は、請求期間当時は大学生で、その後、昭和 59 年 4 月から昭和 61 年 3 月までは共済組合に加入していた。昭和 61 年 4 月に私と結婚し、同時期より個人経営を始めたので、昭和 61 年 6 月頃に私が A 市役所に行き、二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の職員から夫の学生時代の国民年金保険料が未納だが遡って納付できる旨説明を受け、その日はお金の持ち合わせがなかったため、後日、私が 2 年分の国民年金保険料を一括で納付したにもかかわらず、年金記録では請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号を払い出すこととされていたところ、オンライン記録によれば、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月に払い出されたものと推認される。

また、B 大学が提出した訂正請求記録の対象者に係る在学期間証明書によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において同大学に在学していたことが確認できる。

一方、国民年金法によれば、平成 3 年 3 月までは学生は国民年金の被保険者としないとされており、請求期間当時、学生であった訂正請求記録の対象者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するには、請求期間当時に、都道府県知事 (窓口は市区町村役場又は社会保険事務所) に国民年金に任意加入したい旨を申し出る必要があり、国民年金保険料は、その申出日の属する月の分から納付が可能となる。

また、前述の払出しより前に訂正請求記録の対象者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

以上のことから、訂正請求記録の対象者について、請求者の主張どおりに昭和 57 年 4 月に遡って国民年金に加入し、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間について訂正請求記録の対象者の国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600340 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700048 号

第 1 結論

昭和 52 年 10 月 1 日から昭和 53 年 10 月までの期間について、請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 53 年 12 月 24 日から昭和 54 年 6 月までの期間について、請求者の C 社 D 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 54 年 7 月 1 日から昭和 56 年 3 月までの期間について、請求者の E 社 (現在は F 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 57 年 3 月 1 日から昭和 58 年 6 月までの期間について、請求者の G 社 H 工場 (現在は G 社 I 事業所) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 60 年 5 月 1 日から同年 8 月 26 日までの期間について、請求者の J 社 K 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成元年 9 月 1 日から平成 2 年 3 月までの期間について、請求者の L 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から昭和 53 年 10 月まで
② 昭和 53 年 12 月 24 日から昭和 54 年 6 月まで
③ 昭和 54 年 7 月 1 日から昭和 56 年 3 月まで
④ 昭和 57 年 3 月 1 日から昭和 58 年 6 月まで
⑤ 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 8 月 26 日まで
⑥ 平成元年 9 月 1 日から平成 2 年 3 月まで

請求期間①については、A 社 B 工場に昭和 51 年 3 月から昭和 53 年 10 月まで勤務していたが、同社同工場に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が相違している。

請求期間②については、C 社 D 工場に昭和 54 年 6 月まで勤務していたが、同社同工場に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が相違している。

請求期間③については、当該期間において E 社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と喪失年月日が相違している。

請求期間④については、当該期間において G 社 H 工場に勤務していたが、同社同工場に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間⑤については、J 社 K 工場に昭和 60 年 5 月 1 日から勤務していたが、同社同工場に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が相違している。

請求期間⑥については、当該期間において L 社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険

の被保険者記録が確認できない。

請求期間①から⑥について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、請求者は、A社B工場に昭和53年10月まで勤務していた旨主張しているところ、請求者が同社における同僚として氏名を挙げた複数の者の中には、請求者の勤務期間について請求者の主張と同様の回答を行っている者がいる。

しかしながら、請求者のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和52年10月1日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者の同社における離職年月日は同年9月30日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

また、企業年金連合会が提出した請求者のM厚生年金基金加入員記録が記録されている「中脱記録照会（回答）」によると、請求者の同厚生年金基金加入員資格の喪失年月日は昭和52年10月1日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致する。

さらに、A社B工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、A社の持株会社であるN社及びO健康保険組合が提出した「健康保険厚生年金被保険者名簿」によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和52年10月1日と記録されており、前述の記録と一致する。

加えて、請求者は、A社B工場から請求期間②に係る事業所（C社D工場）に移った旨陳述しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者は、請求期間①中に請求期間②に係る事業所（C社D工場）において昭和52年10月4日に被保険者資格を取得している。

このほか、請求期間①において請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①においてA社B工場の厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 2 請求期間②については、請求者は、C社D工場に昭和54年6月まで勤務していた旨主張しているところ、請求者が同社における同僚として氏名を挙げた複数の者の中には、請求者が昭和53年12月25日まで勤務していた旨回答している者がいる。

また、請求者のC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和53年12月24日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者の同社における離職年月日は同年12月23日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

さらに、企業年金連合会が提出した請求者のP厚生年金基金加入員記録が記録されている「中脱記録照会（回答）」によると、請求者の同厚生年金基金加入員資格の喪失年月日は昭和53年12月24日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致する。

加えて、C社D工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社はC社（現在はQ社）に分割していることから、Q社に照会したものの、同社からは請求者の主張を確認できる回答を得ることができない。

また、請求者は、C社D工場から請求期間③に係る事業所（E社）に移った旨陳述しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者は、請求期間②中に請求期間③に係る事業所（E社）において昭和53年12月25日に被保険者資格を取得している。

このほか、請求期間②において請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②においてC社D工場の厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 3 請求期間③については、請求者は、E社に昭和54年7月1日から昭和56年3月まで勤務していた旨主張しているところ、請求者が同社における同僚として氏名を挙げた者は、請求者は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日より後も勤務していた旨回答している。

しかしながら、請求者のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和53年12月25日、喪失年月日は昭和54年8月21日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者の同社における資格取得年月日は昭和53年12月25日、離職年月日は昭和54年8月20日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致し、喪失年月日と符合する。

また、前述の被保険者原票の証返納年月日欄には、請求者の健康保険被保険者証が昭和54年9月10日に社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す記載が確認できる。

さらに、F社に照会したものの、同社からは請求者の主張を確認できる回答を得ることができない。

加えて、請求者は、E社を退職後に地元に戻ったこと、失業給付を受給したことを陳述しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者が同社において昭和54年8月20日に離職した後に離職票が交付され、失業給付が支給されたことを示す支給番号が記録されている上、請求期間③中に請求期間④に係る事業所（G社H工場）において昭和55年5月22日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年11月20日に離職しており、また同事業所において昭和56年2月3日に被保険者資格を取得している。

このほか、請求期間③において請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③のうち、E社の厚生年金保険被保険者とされている昭和54年7月1日から同年8月21日までの期間を除く期間において同社の厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 4 請求期間④については、請求者は、G社H工場に昭和57年3月1日から昭和58年6月まで勤務していた旨主張しているところ、請求者が同社における同僚として氏名を挙げた複数の者は、請求者の勤務期間について請求者の主張と同様の回答を行っている。

また、雇用保険被保険者記録によると、請求期間④の一部を含む昭和56年2月3日から昭和58年2月5日までの期間については請求者のG社H工場における被保険者記録が確認できることから、当該期間について同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、G社I事業所は、同社が保管する「健康保険厚生年金台帳」に請求者の名前が見当たらないため、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出を行っていなかったと思われる、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては、賃金台帳等の書類が無いため不明である旨回答している。

また、請求期間④及び請求者のG社H工場における雇用保険被保険者記録が確認できる期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、すべての従業員に厚生年金保険及び健康保険の加入希望の確認を行い、希望者のみ加入させていた旨回答しているところ、請求者が同社における同僚として氏名を挙げた複数の者及び同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、同社に勤務した回数と厚生年金保険被保険者記録が一致しない者が見られることから、同社では、必ずしも勤務していた期間すべてを厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、G社H工場に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間④及び請求者の同社における雇用保険被保険者記録が確認できる期間において、請求者に係る被保険者記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がG社H工場の厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求期間⑤については、請求者は、J社K工場に昭和60年5月1日から勤務していた旨主張しているところ、請求者が同社における同僚として氏名を挙げた者は、請求者の勤務期間について請求者の主張と同様の回答を行っている。

しかしながら、請求者のJ社K工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和60年8月26日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致しているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者の同社における資格取得年月日は昭和60年8月26日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致する。

また、J社K工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社同工場に係る人事関係等資料の一部を保管しているR社S事業所が提出した「入社簿」には、請求者の採用年月日は昭和60年8月26日と記載されており、前述の記録と一致する。

このほか、請求期間⑤において請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤においてJ社K工場の厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 6 請求期間⑥については、請求者は、L社に平成元年9月1日から平成2年3月まで勤務していた旨主張しているところ、雇用保険被保険者記録、請求者が提出した出稼労働者手帳及び請求者が同社における同僚として氏名を挙げた者の回答によると、請求者は、請求期間⑥のうち、平成元年9月26日から平成2年3月17日までの期間については同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、L社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出等については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、L社において勤務していたとする者について、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない期間があることから、同社では、必ずしも勤務していた期間すべてを厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑥におけるL社に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がL社の厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。